

年 月 日

守谷市長 宛て

誓 約 書

住所又は所在地

法人又は団体名

代 表 者 名

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく協力事業者の登録に当たり、下記事項について誓約します。

なお、この誓約に反したこと等により、登録を抹消されるなどの不利益を被ることがあっても、一切の異議を申し立てません。

記

- 1 要綱に基づく提出書類に記載している内容は全て事実と相違ないこと、かつ要綱に規定する全ての条件を満たしていることを誓約します。
- 2 守谷市ふるさとづくり寄附金事業（以下「事業」という。）の実施において、要綱及び市の指示に従います。
- 3 虚偽の申請等により市に著しい損害（総務大臣が指定する「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定」の解除等により市が制度から除外されるなどの措置）を与えた場合、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 4 申請した返礼品等が審査の結果、登録されなかった場合又は提供している返礼品等の取扱いが市の判断に基づき中止された場合、一切の異議を申し立てません。

- 5 市が契約するふるさと納税ポータルサイトの返礼品ページ（以下「返礼品ページ」という。）の権利は、市に帰属することに同意します。また、返礼品ページについては、市が必要と認めた場合に内容を変更すること及び掲載を中止することに同意します。
- 6 返礼品等が、総務省告示第5条各号のいずれかに合致している事実を確認するため、産地の確認等に最善を尽くします。事実と相違が発覚した場合は、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 7 返礼品等について、適切に生産、製造、品質管理及び感染症対策等を行うとともに、協力事業者の過失により返礼品等の品質において問題が生じたときは、全ての責任を負います。
- 8 返礼品等として提供する製品又はサービスは、当該製品の製造者（仕入れ先等）又はサービスの実施者に「守谷市ふるさと納税の返礼品等」とすることについて、同意を得ていることを誓約します。
- 9 地場産品基準を満たさなくなった場合又は生産中止等により登録した返礼品等が提供できなくなった場合は、寄附者からの苦情等の対応に責任を持って尽力します。これを怠ったと市が判断した場合には、要綱第13条第3号に抵触するものとして協力事業者の登録を抹消されることに一切の異議を申し立てません。
- 10 市が必要と認めた税目の納付状況を調査することに同意します。
- 11 要綱第2条第2項第6号に規定する各項目（暴力団関連）について、市が確認する場合があることに同意します。
- 12 事業遂行のために取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、返礼品等発送以外の利用に供さないことを誓約します。
- 13 要綱第12条第1項の規定に基づき、協力事業者の登録を抹消された場合、一切の異議を申し立てません。